危機管理責任者設置要綱

（設置）

第１条 八王子市危機管理本部（以下「危機管理本部」という。）を設置した場合、迅速な情報収集及び連絡調整体制を確保するため、部（室、事務局及び会計課を含む。以下同じ。）に危機管理責任者を置く。

（危機管理責任者）

第２条 危機管理責任者は、次の事項を所掌する。

（１）所管部内の危機（緊急事態）における情報収集に関すること。

（２）危機管理本部との連絡調整に関すること。

（３）所管部内の危機の総合調整に関すること。

２　危機管理責任者は、部の庶務担当課長をもって充てる。

課長級の職員が配置されていない場合は、部長級職員が危機管理責任者を兼務する。

（危機管理連絡員の設置）

第３条 危機管理責任者の職務を補助させるため、部に危機管理連絡員を置く。

２ 危機管理連絡員は、部の庶務担当主査又は部長が指名する主査をもって充てる。

（委任）

第４条 この要綱に定めるもののほか、危機管理責任者及び危機管理連絡員について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 7 年 3 月 10 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。